

【論 説】

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察

——メキシコ石油の国有化と PEMEX の形成を中心に——

丸 谷 吉 男

目 次

はじめに

第1節 石油産業の国有化

- I 国有化の断行
- II 石油産業における労使紛争

第2節 国営石油会社 PEMEX の設立と補償問題

- I 外国石油会社に対する収用資産の補償
- II 非収用会社の買収
- III 国内における補償問題

第3節 経営主導権をめぐる PEMEX 労使の抗争

- I 石油労連による石油産業の自主管理
- II 労使対立の激化

第4節 ベルムーデス総裁による経営権の確立

はじめに

メキシコ石油産業の歴史は世界の石油産業史の中で最もドラマチックなものといわれている。19世紀末から20世紀の20年代にかけて外国石油会社によって開発された石油産業は「メキシコ革命」の混乱があったにもかかわらず、1920年代初めに世界第2の産油量を実現したが、1938年のカルデ纳斯大統領による国有化によって外国石油会社の手からメキシコ政府の手に取り戻され

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察（丸谷）

た。そして国有化の直後に設立された国営石油会社 PEMEX は多くの困難に遭遇しながらも探査、生産、精製、流通、販売を一貫操業するラテンアメリカ最大の国営企業に成長した。

その後、1970 年代の石油危機のさなかに巨大油田を発見したメキシコはサウジアラビアに次ぐ潜在埋蔵量をもつ石油大国として国際石油市場に華々しく再登場し、空前の石油ブームを謳歌したが、81 年以降の石油価格の下落によって推進力を失った経済は「天国から地獄へ」転落し、82 年 8 月の金融危機に陥った。

対外債務の重圧のもとで、メキシコは IMF のコンディショナリティを実行し、債務国優等生の評価を受け、国際金融機関、日米欧政府、債権銀行団との対話を続け、他国に先駆けて多年度一括リスクケジュールを獲得し、84 年には 3 年ぶりに経済成長を達成したが、その後の「逆オイルショック」、85 年 9 月の大地震のために再び経済混乱に陥り、対外債務政策も「債務返済を原油価格に連動させる」と主張するなど強硬路線がとられた。

1994 年 1 月 1 日に発足した NAFTA（北米自由貿易協定）の交渉過程において、米国は最後まで石油産業の外資への開放を求めたが、その要求はメキシコのナショナリズムの前に拒否された。

1988 年の大統領選挙でサリナス大統領を追いつめたカルデナス候補は石油国有化を断行したラサロ・カルデナスの二世であり、1997 年にはメキシコ市長選に当選し、2000 年の大統領選挙を視野に入れて活動している。

本稿では、先に『政経論叢』に発表したメキシコ石油産業の初期の発展過程についての拙稿の後を受け、石油産業国有化と PEMEX の設立、初期の発展過程に焦点を合わせ、資源ナショナリズムの背景や功罪などについて検討してみたい。

第1節 石油産業の国有化

I 国有化の断行

メキシコ政府が「石油産業国有化に関する布告」^(注1)により、当時メキシコにおいて活動していた外国石油会社18社の在メキシコ資産を強制収容したのは1938年3月18日のことである。この決断を下したラサロ・カルデ纳斯大統領（Lazaro Cárdenas）はそれに先駆けて土地改革の実施により、メキシコ革命史を彩る最大の英雄として位置づけられている。

この強制収用措置は、国際石油資本にとっては事実上世界で最初にして、最大規模の反抗、挑戦であったが^(注2)、このようなドラスチックな決断の契機となったのが外国石油会社における労使の紛争であったことは重要である。(1)外国石油会社とメキシコ石油労連STPRM (Sindicato de Trabajadores Petroleros de Pepública Mexicana) の間の労使紛争、(2)紛争の行き詰まりを処理するための連邦労働委員会 (Junta Federal de Conciliación y Arbitraje) の裁定、(3)外国石油会社の裁定不服従とメキシコ最高裁への上告、(4)メキシコ最高裁による上告棄却判決、(5)最高裁判決に対する外国石油会社の不服従、という一連の経過がカルデ纳斯大統領の決断に導いたものであり、したがって、メキシコ石油産業国有化の本質を理解するためには、外国石油会社の労使関係の検討が不可欠といえるが、メキシコの司法権、ひいては国家主権の侵害に対するナショナリズムの反発という要因がきわめて大きく影響しており、その根底には、外国資本による植民地主義的資源開発、経済支配に対する多年にわたる、根強い不満と反感があった。

メキシコ政府は国有化の翌日の3月19日に石油管理審議会（Consejo Administrativo de Petróleo）を設置し、収用資産の管理・運営に当たるとともに、国営石油会社の設立計画の作成を急ぎ^(注3)、同審議会の答申に基づいてメキシコ石油産業の担い手として同年6月7日に設立されたのがPEMEXであった^(注4)。

『石油帝国』の著書ハーベイ・オコンナーはメキシコにおける外国石油会社

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察（丸谷）

の活動様式について、「1938年の国有化の背後には、20年にわたって、外国資本家が自分たちの利益のためにこの国の天然資源を乱掘し、政府と人民を厚顔無恥に侮辱し、メキシコ憲法や法律や課税にことさら公然と反抗し、内政干渉を続け、連邦や州の役人をたえず買収・教唆し、石油産出地方における武装蜂起や“自衛”軍の維持に資金援助を行ってきた」^(注5)と指摘しているが、カルデナス大統領は国有化という最も強い措置により、自国の石油産業をそのような外国石油資本の支配から奪回し、名実ともにメキシコ人のものとしたのであった。

II 石油産業における労使紛争

メキシコ石油産業の国有化が外国石油会社に雇用されていたメキシコ人労働者の労働組合と会社側との間の労使紛争を契機とするものであったことはすでに述べたとおりであるが、このような石油産業の労使関係に影響を及ぼした大きな要因として、リチャード・パウエルは(1)メキシコ革命の理念、(2)1917年憲法の第123条、(3)1931年の連邦労働法をあげている^(注6)。

メキシコで外国資本による石油の開発が始まって以来、石油産出地帯では石油産業に従事する労働者は外国人経営者に対して対立的姿勢を強めていたが、1910年に勃発したメキシコ革命はそれら労働者をいっそう戦闘的なムードへと駆り立てていった。革命の標的とされた独裁者ポルフィリオ・ディアスを支えた四大勢力のうちの1つが外国資本であったため、外国資本は革命の敵として位置づけられ、ナショナリズムの高揚による外資排斥ムード、メキシコの国民性の根底に流れていた異文化、とくにアングロサクソン文化への反感とあいまって、労働者の好戦性を高めていった。また、石油生産の中心となったメキシコ湾岸のタムピコなどの地域では、石油産業、電力会社、鉄道、造船会社の活動が活発化し、労働力の需要が旺盛であったため、企業間の労働力調達競争が展開された結果、労働者の交渉力が強化され、労働者の革命意識が高められていたことも否定しえない。

そのようなムードは石油産業労働者の間に労働組合結成の動きを加速した

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察（丸谷）

が、外国石油会社は、「自警団」による労働組合運動家の威嚇などあらゆる方法で弾圧を加えたため、石油産業労働組合の最初の結成は1921年、エル・アギラ石油会社のケースを待たねばならなかった。しかし、エル・アギラ石油会社での労働組合結成の報道は多くの外国石油会社の労働者を勇気づけ、各社であいついで労働組合が結成され、1935年までにすべての石油会社の労働者が組合を結成した^(注7)。

国有化以前には石油労働者の労組は32のセクションに分けて組織され、労働協約、賃金、労働条件は会社ごと、油田ごとに異なり、同一製油所のなかで異なることも少なくなかったが、1934年にエル・アギラ石油会社で起こったストライキによって諸条件は大幅に改善され、賃金の統一化が実現されたほか、地域委員会が設置され、労働者の諸要求が検討されることになった^(注8)。

メキシコ革命の結果生み出された1917年憲法はその近代性、革新性において当時としてはきわだった内容をふくみ、その後のラテンアメリカ諸国の中でも少なからぬ影響を及ぼしたが、とりわけ労働者の権利を規定した第123条は革新的で、労働者にとって有利な内容であった。「フランス革命は憲法に基本的人権を盛り込んだのに対して、メキシコ革命は憲法に労働権を盛り込んだ」ものとして評価されているメキシコの1917年憲法の第123条は後に多くの国の労働法に影響を及ぼすことになるが、石油産業国有化との関係において重要な意味をもったのは「経済的利害の対立」に関する規定であった。

「経済的利害の対立」は既存の労働協約の期限切れに際して、労組が新たな要求を提示した時に発生し、その対立は連邦労働委員会に提訴され、同委員会は石油会社の財務についての専門家の調査に基づいて裁判を下したのに対して、石油会社はその裁判を不服として最高裁へ上告した^(注9)。

1934年12月に発足したカルデ纳斯政権は「大恐慌」によって大きな混乱に陥ったメキシコ経済の不況とナショナリズムの高揚を背景として、土地改革の実施、鉄道国有化など労働者、農民寄りの政策を打ち出したため、労働運動は大いに盛り上がり、とりわけ外国資本のもとにおかれていた石油労働者の運動が活発化した。当時、石油労働者は製造業労働者21万5,000人のうち2万

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察（丸谷）

3,000人を占め^(注10)、賃金の面でも労働諸部門のなかで最高水準を得ていた（油田労働者と製油所労働者は1938年の工業労働者の1人当たり年平均賃金表の上位2段階を占めた）^(注11)。カルデナス大統領は1934年の就任直後から労働運動に対する理解を表明していたが、1935年に入って行われた一連のストライキに際しても労働者側を支持する姿勢を示したため、いずれも労働者側に有利な形で解決された。カルデナス政権の政策路線を明示した「6カ年計画」は、メキシコにおける本格的な経済計画の嚆矢とされるものであるが、1917年憲法の第27条と第123条の完全な実施を盛り込んでおり、大統領は石油労働者に対して、1936年初めまでに憲法に定められた同一労働同一賃金の原則に基づいて賃金や労働条件を統一すべきであるとの見解を表明したため、労働者の組織化がさらに促進され、1936年にはメキシコ労働総同盟CTM（Confederación de Trabajadores Mexicanos）が結成された。

1935年12月にひと足先に結成されていたメキシコ石油労連STPRMもCTMに参加し、36年7月にメキシコ市で開催された総会において全石油労働者を対象とする第1回団体協約案が起草された。ところが、石油会社側がこの団体協約案を拒否したため、36年11月にゼネストが計画されたが、政府の調停と労使間の交渉によって回避された^(注12)。

ところで、カルデナス大統領は1936年2月に、労働運動、資本家、労使紛争に関する14項目の計画を発表しているが、その要点は次のように要約される。①政府は社会的諸関係を規制・調停する、②労働者の要求はそれを充足するための企業の財務能力を勘案して考慮される、③政府は少数派グループを除外して組織労働者と交渉する、④経営者側も労働者と同様に団結し、共同戦線を形成する権利をもっている、⑤労働者の要求を考慮しようとしないすべての産業はその施設を労働者または政府に収用されることがある（工場の閉鎖が社会全体の利益に反するため）^(注13)。

その後、1936年11月に制定された「収用法」は、労働者の要求を充足するための「経済的能力」がないことを理由に工場を閉鎖する会社を政府が収用しうることを定めたもので、石油産業の労使紛争を政府が収用によって解決する

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察（丸谷）

ことを法的に可能ならしめた点できわめて重要なものである。会社側は同法について、社会全体ではなく、特定の階級のみに利益をもたらすという点で憲法に違反するのみならず、石油産業を公益事業と規定した1925年の石油法にも違反していると主張した^(注14)。

1936年から37年初めにかけて前出の第1回団体協約締結などを議題とする交渉が外国石油会社とSTPRMの間で展開されたが、37年5月にいたっても合意が達成されず、STPRMはついにストライキに突入した。この時、政府はSTPRMに対し、まず職場に復帰し、連邦労働委員会に「経済的利害の対立」として提訴することを求め、STPRMもこれに従った。

1937年12月、連邦労働委員会が専門家委員会の調査結果をふまえて下した裁定は、基本賃金の引上げ、貯蓄基金、有給休暇、住宅手当、統一年金制度などの労働条件については労働者の要求を反映する一方で、要求どおりに実施した場合には労働コストが2倍になるとみられた労働者の要求を抑え込んだものであった^(注15)。ところが、労働者側の要求を部分的に吸収したこの裁定に対してさえ、会社側が歩み寄りの姿勢を示さず、妥協を拒んだために、事態は一挙に陥悪化し、メキシコ政府としても労働運動をなだめ、政治的統制を維持するための唯一の手段として国有化という劇的な手段について検討することになった。

石油会社側は連邦労働委員会の裁定に対して、1936年の労働コスト構造から積算して2,600万ペソという大幅なコストアップを伴うので企業経営の視点から経済的にとうてい受け入れ難いとして、最高裁判所に上告した^(注16)。

最高裁判所は石油会社からの上告を受けて1938年3月1日、労働委員会の裁定を支持し、上告を棄却する決定を下したのに対して、石油会社側は最高裁の決定に従うことでも拒否したため、STPRMは労働協約の破棄を主張し、連邦労働委員会はSTPRMの主張を支持した。会社側が支払い不能を理由としてその裁定を拒否していたからである。ここにいたって、会社側と労働者の間の契約関係が終結したと判断したSTPRMは、1938年3月18日、石油産業におけるすべての作業の中止を指令した。カルデナス大統領がラジオ放送を通じて、

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察（丸谷）

「傲慢かつ反逆的な態度で主権国家の最高司法当局の決定を無視した」石油会社の在メキシコ資産の国有化を発表したのはその直後であった。

(注1) 原名は Decreto que Expropia a Favor del Patrimonio de la nación, los Bienes Muebles e Inmuebles Pertenecientes a las Compañías Petroleras que se Negaron a Acatar el Laudo de 18 de Diciembre de 1937, del Grupo Num. 7 de la Junta Federal de Conciliación y Arbitrajeである。

(注2) メキシコ石油の国有化の前年に南米のボリビアで小規模な国有化が行われているのみである。

(注3) A. J. Bermudez, *Doce Años al Servicio de la Industria Petrolera Mexicanas 1947-1958*, México, 1960, pp. 16-17.

(注4) 当時、PEMEX のほかに、石油の配給・販売のための機関として Distribuidora de Petróleos Mexicanos が設立されたが、その後 1940 年 8 月に既存の全国石油総合管理局 (Control de la Administración del Petróleo Nacional) とともに PEMEX に吸収された。

(注5) ハーヴェイ・オコンナー著、佐藤定幸訳『石油帝国』、岩波書店、1957年、353 ページ。

(注6) J. R. Powell, *The Mexican Petroleum Industry: 1938-1950*, University of California Press, 1956, p. 124.

(注7) Jesús Silva Herzog, *Petróleo Mexicano, Historia de un Problema*, Fondo de Cultura Económica, 1941, p. 99.

(注8) Joe C., Ashby, *Organized Labor under Cardenás*, Chapel Hill, University of North Carolina Press, 1963, p. 196.

(注9) *Ibid.*, p. 63.

(注10) Bermúdez, A. J., *op. cit.*, p. 249.

(注11) Ashby, *op. cit.*, p. 195.

(注12) Herzog, *op. cit.*, p. 99.

(注13) Ashby, *op. cit.*, p. 212.

(注14) Aparicio, Lopez, *El Movimiento Obrero en México*, México, Editorial Jus, 1952, p. 217.

(注15) Powell, J. Richard, "Labor Problems in the Mexican Petroleum Industry," *Inter-American Economic Affairs*, vol. 6, no. 2, 1952, p. 5-8.

(注16) Bermudez, *op. cit.*, p. 14.

第2節 国営石油会社 PEMEX の設立と補償問題

メキシコ政府は1938年3月18日の石油産業国有化措置により、それまで外国石油会社によって開発、運営されてきた石油産業をみずから手で管理、運営することになった。メキシコ政府のこの問題に対する対応ぶりは、一般に「アスター・マニャーナ」という表現に代表されるラテン的非能率とは対照的に、きわめて敏速であり、国有化の翌日の3月19日に石油管理審議会を設け、収用資産の管理・運営および国営石油会社設立計画の作成に当たらせた^(注1)。同審議会もまた約2ヶ月という異例のスピードで政府に対する答申を作成し、その答申に基づいて1938年6月7日にメキシコ石油公社 PEMEX が設立された^(注2)。ここに、世界の石油産業史に一時期を画したPEMEX、第2次世界大戦後、中東その他あいついで誕生した国営石油会社の「お手本」としてしばしば引き合いに出されるPEMEXが誕生したわけであるが、その前途にはなお多くの重大な問題が待ち構えていた。

ハーベイ・オコンナーが前出の『石油帝国』^(注3)において指摘しているように、1938年の国有化の背後には、20年以上にわたる外国石油会社の不当な活動があったわけであるが、そのような外国資本を追放し、巨大な装置産業をみずからの手中に收めただけで問題が解決したのではなく、むしろ真の困難は外国資本から奪回した石油産業を管理・運営すべく設立されたPEMEXの内部で発生することになった。

新生PEMEXが直面した多くの困難のうち、とりわけ重大であったのは、(1)外国石油会社に対する補償をふくむ事後処理、(2)国有化直後の混乱期に勢力を拡大した労働組合と経営者の間の主導権争い、(3)生産量、埋蔵量などの面でじり貧状態を辿った石油産業を国営企業としていかに再建し、自主開発を続けてゆくかという問題であった。

I 外国石油会社に対する収用資産の補償

外国石油会社にとっては、メキシコ石油資産の国有化は、ロシア革命に際してスタンダード石油会社、シェル石油会社、ノーベル・ロスチャイルド石油会

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察（丸谷）

社の利権が没収されたことと、ボリビアで小規模な国有化を受けたとき以来の、重大な挑戦であった^(注4)。

したがって、外国石油会社による報復活動はきびしく、かつ多方面にわたって展開された。たとえば、(1)技術者・管理要員の即時撤退、(2)タンカーなど原油輸送手段による海上封鎖、(3)原油生産用・開発用資材の供給停止、(4)ガソリン生産に不可欠な4エチル鉛の供給停止、(5)世界の主要石油市場での盗品故買禁止通告、(6)メキシコへの借款供与の妨害、(7)米国政府に対するメキシコ出兵要請などの報復措置がとられた。

しかしながら、メキシコにとって幸いであったのは、当時米国がルーズベルト政権下にあり、同政権が善隣友好政策および内政不干渉政策をラテンアメリカ外交の基本としていたことであった。ルーズベルト政権は当時、中米のニカラグアからの駐留米軍の撤退を行い、国際的に注目を浴びていたが、メキシコの石油をめぐる石油会社からの支援要求に対して、国有化は純粋にメキシコの内政問題であり、主権国家による合法的措置であるとの判断を示し、問題の処理は収用された資産の適正な補償に限定すべきであるとの見解を表明した^(注5)。ルーズベルト政権のこのような姿勢はメキシコ石油国有化の逆転の可能性やその後の事後処理の進め方に大きな影響を及ぼした。

他方、メキシコ政府は国有化決断に際していち早く収用資産の補償実行の意図を表明しているが、これは1928年の米国海兵隊のニカラグア出兵の理由が対米債務返済の不履行にあったことを重視し、そのような米国政府の介入の口実を与えないための予防措置であった。しかし、具体的な補償額の交渉の段階では、メキシコ政府は大陸法の伝統的概念に依拠して補償額を地上有形資産に限定して算出したのに対して、石油会社側は英米法の概念に基づいて未生産の石油の将来の市場価値を含む額、すなわち無形資産を含めて補償額を算出したため、両者の評価額の開きが大きくなり、補償交渉は難行し、事態は長期化の様相を呈した。

ところが、国際政治の激動はふたたびメキシコにとって有利に作用した。1939年の第2次世界大戦の勃発が連合国側にとってのメキシコの戦略的重要

性を一挙に高めることになったからである。第1に、戦略物資としての石油供給源の確保が最重要課題となったこと、第2に、ドイツ潜水艦による無制限撃沈作戦により、大西洋輸送ルートが危機にさらされる恐れが高まったこと、第3に、ドイツ、日本など枢軸国側がメキシコの石油獲得に動き始めたことなどにより^(注6)、米国政府としては、大局的見地からメキシコ石油国有化をめぐる後遺症を速やかに解決すべき状況に追い込まれたのであった。

ルーズベルト大統領は第2次世界大戦勃発後、対メキシコ関係の改善に積極的な姿勢を示し、ダニエルス駐メキシコ大使の活発な工作により、石油会社側もしだいに事態の早期決着の方向に動き出した。

在メキシコ石油資産を収用された外国石油会社のうち、メキシコ政府と最初に補償協定を締結したのは米国のシンクレア・グループで、1940年5月1日に協定が調印された。補償額は同グループの4社の被収用資産についてメキシコ方式の算出による850万ドルとされたが、ポサリカ原油2,000万バレルを割引価格で販売するという特別契約条項を含んだため、PEMEXにとっては輸出市場の確保、シンクレア・グループにとっては原油の割引購入というメリットがあった。この協定が成立したことにより、それまで統一戦線を張っていた外国石油会社の間の戦列が乱れ、その他のグループとの間の交渉が促進されるようになったという意味で重要な出来事であった^(注7)。

ところが、スタンダード石油グループなど残された諸グループはメキシコ政府との直接交渉は不利であると主張したため、1941年11月19日、両国政府により収用資産評価委員会が設けられた。両国代表の名にちなんでセバダ・クーク委員会とよばれたこの委員会は1942年4月17日に収用資産の評価に関する報告書を提出し、メキシコ政府が合計2,399万5,991ドルを支払うことで補償協定が成立した^(注8)。米国資本の石油会社のうち、メキシコ政府との直接交渉を選好したシティース・サービス石油グループについては、セバダ・クーク委員会とは別に交渉が進められ、1942年4月17日、同グループの11社のうちの7社に対してメキシコ政府が110万ドルを支払うこと、残りの4社については交渉を継続することで最初の協定が成立し^(注9)、残りの4社については1948年

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察（丸谷）

5月18日、メキシコ政府が合計100万ドルを支払うことで協定が成立した^(注10)。

上記の米国石油会社のほかに、イギリス・オランダ資本のロイヤル・ダッヂ・シェル石油グループのメキシカン・イーグル石油グループ、エル・アギラ・グループもまた在メキシコ資産を収用されたが、この英蘭系グループとの間の補償協定は1947年8月29日に締結され、補償額は同グループの11社に対してメキシコ政府が1948年9月18日以降15年間に8,125万ドルに年率3%の金利分4,908万8,868ドルを加え、合計1億3,033万8,868ドルを支払うことされた。

米国系石油会社に比較して、イギリス・オランダ系石油会社の補償協定の成立が遅れたことは、とりもなおさずメキシコ石油がそれぞれの国の安全保障にとって占める地政学的な重要性を反映したものとみられるが、ともあれ、国有化の時点において、メキシコ石油産業の約70%を支配していたこのイギリス・オランダ系グループとの間の補償協定の成立の意義は大きく、すべての外国会社がメキシコのとった法的措置を承認したこと、メキシコ政府が国有化と同時に表明した補償の意図が実行されたことが国際的に確認されたわけである。同時に、メキシコの石油政策とPEMEXの地位についても国際的な評価が高まり、それ以後、外国からの資金流入が大幅に増大することになった^(注11)。

これら一連の協定に基づく補償額の支払いは、米国系各社については1950年、イギリス・オランダ系各社については1962年にメキシコ政府によって完済され、その総額約2億ドルはPEMEXの負債とされ、以後PEMEXがメキシコ政府に漸次返済することとなった。

Ⅱ 非收用会社の買収

1938年3月18日の在メキシコ外国石油資産の国有化によって、当時メキシコで活動していた外国石油会社の大部分が国有化されたが、メキシカン・ガルフ石油会社はメキシコの労働法を順守し、労使関係も円滑であったことから、国有化を免れ、1951年まで石油生産活動を行い、産出した原油をPEMEXに販売していた。しかしながら、このような事態について、国家のみが独占的に石

油の開発を行なうことができるという憲法の規定に反する例外を認めることになり、望ましくないという見方がしだいに現われ始めた。そこで、PEMEXは被収用外国石油会社との間の補償協定を処理した後に、メキシカン・ガルフ石油会社との交渉を開始し、1951年に同社の全資産と利権を280万ドル（2,400万ペソ）で買収することで協定を締結した。この協定の成立は、メキシコにとっての経済的メリットがきわめて大きかったのみならず、メキシコ政府が国際的大手石油会社の資産と利権を交渉を通じて取得したという意味で、政治的な意義が大きかった^(注12)。

Ⅲ 国内における補償問題

石油産業の国有化に伴う補償問題には、上記のような外国石油会社の被収用資産の補償、未収用会社の買収という国際的補償問題のほかに、開発権、地代、ロイヤルティにかかわる国内的補償問題があった。

PEMEXは1947年以降、これらの問題の解決に取り組み始めたが、最も重視されたのは、国有化以前に民間石油会社が取得した開発権の処理の問題であった。1940年代に制定された一連の石油法の規定における混乱が事態を複雑化させたことは否めない。1940年の石油法は開発権の制度を廃止したため、開発権の効力は失われたが、開発権所有者にとってはなお資産としての価値は存在するとみられていた。1941年の石油法は、1925年の石油法、および1928年の石油法に基づいて供与された開発権はそれぞれの法律の規定に従って処理されることを定めたために解釈の混乱を生み出し、やがて1947年にはそれらの開発権の地位についてさまざまな法律上の解釈や要求があいついで提出されたため、このような開発権問題に決着をつけることが緊急課題となった。なぜならば、そのような開発権の民間会社による所有を認めておくことは、国有化の原則の修正を求める勢力に法的な口実を与えることになるのみならず、憲法第27条に抵触するおそれがあったからである。他方では、それらの開発権を正当な手続きを通じて取得した会社に対して適正な措置が講じられるべきであるという解釈も成り立った。

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察（丸谷）

そこで、1953年にメキシコ大蔵省がこの問題の処理に乗り出し、まず200余件の開発権を取得し、残余の開発権の処理についてはPEMEXに委ねることとした。そして、開発権問題委員会が設けられ、同委員会の評価を基礎として未解決の開発権は順次PEMEXによって買収されることになった。その結果、1938年の国有化の時点で1,880万エーカーの面積を対象とする2,522件の開発権が民間企業によって所有されていたのが、1958年には477件を残すのみとなり、それらの開発権の対象地も石油産出の可能性の少ない250万エーカーのみとなつたため、開発権問題は実質的に解決された^(注13)。

残された問題は地代とロイヤルティをいかに処理するかということであったが、この問題についても2つの相反する考え方がある。第1の考え方によれば、地代もロイヤルティもかっての外国石油会社に対する権利であって、PEMEXはそのような権利に対する義務を引き継いではいないとされた。憲法第27条により、地下資源の所有者である国家に対しては何者も地代やロイヤルティを要求できないというのがその理由であった。もう1つの考え方によれば、開発権に対してとられた措置と同様に、地代やロイヤリティの権利の所有者に対しても公正な対応がなされるべきであるとされた。このような2つの判断に基づいて、PEMEXは適正な根拠に基づいてこれらの権利を買収することとし、開発権の場合と同様の委員会を設け、同委員会の評価を基礎として約300件の地代、ロイヤルティの権利を買収し、この問題を実質的に解決した^(注14)。

上記のような経過により、石油産業国有化に伴う国際的補償および国内的補償の問題は、メキシコの石油法に基づき、メキシコ政府の石油政策に則して解決されたのである。その間、PEMEXはメキシコ最高裁と協力し、石油関連訴訟に細心の注意を払い、法廷闘争に積極的な取り組みを示し、国有化の原理・原則を守るために最大限の努力をつくしたことは特筆に値する。

(注1) Bermudez, *op. cit.*, p. 16-17.

(注2) PEMEXのほかに、石油の配給・販売機関としてDistrubuidora de Petróleos Mexicanosが設立されたが、1940年8月に既存のControl de la Administración del Petróleo Nacional（国家石油管理局）とともにPEMEXに吸収合併された。

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察（丸谷）

(注3) O'Connor, Harvey, *El Imperio del Petróleo*, Editorial Planeta, Buenos Aires, 1958, p. 334.

(注4) 1937年にボリビアで石油の国有化措置がとられているが、資源および利権の規模がはるかに小さく、国際的なインパクトはほとんどなかった。

(注5) Lewis, George K., *An Analysis of the Institutional Status and Role of the Petroleum Industry in Mexico's Evolving System of Political Economy*, Austin, 1959, p. 124.

(注6) 阿川弘之,『山本五十六』,新潮社,67~69,141ページ参照。

(注7) シンクレア・グループはConsolidated Oil Corporationグループともよばれ, Sinclair-Pierce Oil Co., S.A., Mexican Sinclair Petroleum Corporation, Compañía Terminal de Lobos, S. A., Stanford y Compañíaの4社によって構成された。 Bermudez, op. cit., pp. 24-25.

(注8)「セバダ・クーク委員会」の報告に基づいて調印された補償額の内訳は次のとおりである。

Standard Oil Co. of New Jersey グループ	18,391,641 ドル
Huasteca Petroleum Co.	
Mexican Petroleum Co.	
Tuxpan Petroleum Co.	
Tamiahua Petroleum Co.	
Cía. Petrolera Ulises, S. A.	
Cía. Transcontinental de Petróleo, S. A.	
Cía. Prtrolera Minerva, S. A.	
Standard Oil Co. of California グループ	3,159,158 ドル
California Standard Oil Co. de México, S. A.	
Richmond Petroleum Co.	
Sabalo グループ	897,671 ドル
Sabalo Transportation Co.	
Cía. Petrolera Clarita, S. A.	
Cía. Petrolera Cacalilao, S. A.	
Consolidated Oil Co. グループ	630,151 ドル
Consolidated Oil Co. of Mexico, S. A.	
Cía. Franco Española, S. A.	
Cía. Petrolera Aldamas y Bravo, S. A.	
Seaboard Oil Co. グループ	487,370 ドル
International Petroleum Co.	
Cía. Internacional de Petroleo y Oleoductos, S. A.	

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察（丸谷）

合 計

23,995,991 ドル

(注 9) 7社に対する補償額 110 万ドルの内訳は次のとおりである。

Cía. de Gas y Combustible Imperio, S. A.	200,000 ドル
Cía. Mexicana e Oleoductos Imperio, S. A.	100,000 ドル
Southern Fuel and Refining Co.	250,000 ドル
Gulf Coast Corporation	250,000 ドル
Mexican Atlas Petroleum Co.	100,000 ドル
Moctezuma Terminal Co.	100,000 ドル
Cía. Petrolera El Agua, S. A.	100,000 ドル

合 計

1,100,000 ドル

(注 10) 4社に対する補償額 100 万ドルの内訳は次のとおりである。

Mexico Texas Petroleum and Asphalt Co.	200,000 ドル
Sabino Gordo Petroleum Corporation	200,000 ドル
Mexico Eastern Oil Co.	400,000 ドル
Cía. de Terrenos Petroliferos Imperio, S. A.	200,000 ドル

合 計

1,000,000 ドル

(注 11) メキシカン・イーグル・グループは次の 11 社によって構成されていた。

Cía. Mexicana de Petroleo El Aguila, S. A.
Cía. Naviera San Cristobal, S. A.
Cía. Naviera San Ricardo, S. A.
Cía. de Terronos del Golfo, S. C. P. A.
Cía. Consolidada de Fincas Urbanas, S. C. P. A.
Cía. Agricola y Colonizadora Veracruzana, S. A.
Cía. de Comercio, Inversiones e Industria, S. A.
Cía. Petrolera de Palma Sola-Furbero, S. A.
United Oils Production Co., S. A. P.
P. J. Jonker, S. en C. Sucrs.
Raphael Ortega, S. en C. Sucrs.

(注 12) Bermudez, *op. cit.*, p.27.

(注 13) *Ibid.*, pp. 28-29.

(注 14) *Ibid.*, pp. 29-31.

第 3 節 経営主導権をめぐる PEMEX 労使の抗争

PEMEX にとっての最初の難問であった国内外での補償問題は、第 2 次世

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察（丸谷）

界大戦の勃発という外部環境面での支援要因が有利に作用したことにより、解消されたが、PEMEX の前途にはもう 1 つの重大な試練が待ち構えていた。それは、国有化直後に石油産業が無政府状態に陥った時に、石油産業全体を自主管理した石油労連がきわめて短期間にその地方支部を中心にさまざまな既得権を確立し、政府に対して、労組による石油産業の全面的管理・運営を要求するにいたったことである。

労組によるこのような要求に対して、カルデナス大統領は PEMEX の経営については政府が最終的に責任をもつべきであるとの立場をとり、したがって PEMEX を政府の指導・監督下におき、政府の任命する経営者が管理・運営に当たるべきであるとして労組の要求を却けたため、それまで一枚岩の関係とみられてきた政府、PEMEX、石油労連の関係は急速に陥悪化することになり、PEMEX は第 2 の難問に直面することになった。

I 石油労連による石油産業の自主管理

メキシコ政府は石油産業国有化の翌日の 1938 年 3 月 19 日、石油管理審議会を設置し、石油産業の監督、指導に当たらせることにしたが、その前日まで外国石油会社によって経営されてきた石油産業の現場において想像を絶する困難の下で産業の管理・運営に当たったのはメキシコ石油労連の各地の地方支部に設けられた自主管理委員会であった。

政府が任命した石油管理審議会と労組の自主管理委員会の関係は、当初は石油管理審議会が自主管理委員会に産業の管理・運営を一任していたことから、きわめて協調的であった。石油労連の執行部はイデオロギー的にサンジカリズムに傾いていたため、国有化以降の自由放任の時期に、サンジカリズムの教義を石油産業の現場において実践しようとし、またたく間に石油産業を支配下においていた。

外国石油会社に支配されていた石油産業を国有化という ドラスチックな手段で「奪還」したのもつかの間、その産業がまたたく間に石油労連によって「私物化」されることに危機感を高めたカルデナス大統領は 1938 年 7 月 20 日、

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察（丸谷）

PEMEX の経営陣の構成を政府代表 5 名、労働者代表 4 名にすることを決定し、労組の経営権に対する要求を拒否する姿勢を明確にした。ここにいたって政府と石油労連の間の「蜜月」は終わりを告げ、労組の中には政府に対する反発、不信感がしだいに高まり、やがて賃金、労働条件など具体的な問題の交渉に際して労使間の対立が激化することになった^(注1)。

Ⅱ 労使対立の激化

PEMEX の経営権をめぐる中央での政府と労組の対立は、全国各地の STPRM の地方支部に反映され、各地で小規模な対立、衝突が続発するようになったが、やがて 1940 年 1 月、STPRM が国有化以後も労働者の生活水準が改善されていないとして、「1937 年 12 月裁定」^(注2) に盛り込まれた労働条件を実現することを要求したことによって全面的な労使対立となった。PEMEX のエレラ総裁 (Vicente Cortes Elera) が労組の要求に対して、国有化以後労働者の定員および人件費が増加しているにもかかわらず、原油生産量が減少していることを理由に要求の受入れは困難であると反論したのに対して、労組は生産の減少は経営者の無能によるものであると主張して総裁の辞任を迫った。労使の対立が続くなか、カルデ纳斯大統領が調停に乗り出し、労使の代表からの事情聴取に基づいて 1940 年 2 月末、「財政問題解決と産業再建のための 14 項目の勧告」^(注3)を行った。

この勧告は PEMEX の財政状態の悪化について明らかにし、財政が再建されるまで、一時的に国有化以前の賃金と労働条件に復帰すること、および経営者の権限を大幅に強化することを中心としていたため、石油労連は強く反発し、14 項目のなかの 1 項目ごとに回答するという戦法で時間をかせぐ一方、5 月に入って STPRM 独自の再建計画を大統領に逆提案する拳に出た^(注4)。カルデナス大統領はこのような労組の対応に不快感を表明し、6 月まで両者間の批判の応酬が繰り返され、歩み寄りのための交渉もしばしば行われたが事態は改善されなかった。

とかくするうちに、1940 年上半期の政府系 3 機関 (PEMEX, 配給公社, 総

合管理局)の収支決算が発表され、1億4,300万ペソの収入に対して、支出は2億1,100万ペソで、大幅赤字の継続が明らかになったため、これら3機関の経営再建問題はもはや猶予を許されない事態となつた^(注5)。事ここにいたって、カルデナス大統領は7月15日、3機関の経営者の政府代表を召集し、11項目の緊急指令を発した^(注6)。3機関の総裁は7月25日、連邦労働委員会に対して再建計画実施のための調停を依頼した。

これを受けた連邦労働委員会は7月27日、暫定調停案を提示し、既存の労働協約を停止すること、再建計画の実行と賃金支払いのためにPEMEXが債券を発行することを指示したが、STPRMはこれに対しても反論を唱え、連邦労働委員会がその反論を却下すると、3機関の総裁ならびに経営陣を非難して24時間の抗議ストライキを指令した。

この時、注目されたのはメキシコ労働総同盟CTM (Confederación de Trabajadores de México) の動きであったが、CTMのロンバルド・トレダーノ議長はストライキ反対の意向を表明したため、ストライキは中止を余儀なくされ、さらにトレダーノがカルデナス大統領のPEMEX再建計画を支持する姿勢を明らかにしたため、STPRMの執行部は戦術の大幅な後退を迫られた。STPRMの立場を支持するとみられていたCTMのトレダーノ議長が政府寄りの姿勢を示した背景として、当時のメキシコの一般労働者、農民団体のなかに、STPRMの独走、はねあがりに対する警戒感、反発の空気が高まっていたことは見落とせない。ここに同じラテンアメリカでも、アルゼンチンやブラジルなど、とかく一方通行的、あるいは集中豪雨的な行動様式に走りがちな国とは異なり、「屈折した国民性」といわれるメキシコ独自の国民性の反映を読みとることができる。

ところが、STPRMの地方支部は中央執行部の態度の軟化に憤慨し、作業サポートージュとPEMEX総裁の個人攻撃を続けたため、著名なマルキスト、石油国有化の立役者、労働者階級の良き理解者とみられてきた配給公社のシルバ・エルソグ総裁 (Jesús Silva Herzog) が抗議の辞任をするという事態に立ちいたつた。

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察（丸谷）

ともあれ、PEMEX 首脳は STPRM の態度の軟化を評価し、7月27日の暫定裁定の一部修正という形で譲歩を示し、8月7日、労働大臣の立ち会いのもとで協定に調印し、8月7日の裁定として発表された^(注7)。しかしながら、連邦労働委員会は9月11日、その裁定の無効を宣言し、7月27日の裁定を復活させることを命じた。ここにいたって、STPRM の連邦区支部（メキシコシティを中心とする最大の支部）は大規模なストライキを宣言したが、カルデナス大統領はストライキの非合法声明を発表し、CTM のトレダーノ総裁、政府与党のメキシコ革命党 PRM (Partido Revolucionario Mexicano) もストライキに反対したため、ストライキは中止に追い込まれ、7月27日裁定が実施に移された。

他方、連邦労働委員会は7月27日の暫定裁定とは別に正規の裁定を行うために専門家委員会を任命して調査を委ね、1940年10月31日に同委員会から提出された報告書^(注8)に基づき、11月28日に正規の裁定を下した。その内容は賃金、労働条件については STPRM の要求を入れ、PEMEX 再建計画については経営者の立場を支持し、財政面の均衡を回復するまでの暫定措置として経営者の権限を強化するというものであった^(注9)。

この11月28日裁定は数日後に予定されていたカルデナス大統領の任期満了に伴う辞任という政治日程をふまえて、石油国有化を断行したカルデナス大統領が PEMEX の労使紛争の解決にひとつの方向づけを行ったという意味で重要であった。

1940年12月1日、メキシコ革命の理念を復活させ、土地改革、鉄道国有化、石油産業国有化を実施し、メキシコ・ナショナリズムを高揚せしめたカルデナス大統領は6年の任期を満了し、憲法の規定に基づいて国民投票によって選出されたアビラ・カマーチョ大統領 (Avila Camacho) に政権を引き継ぎ、PEMEX 総裁もエレラからエフライン・ブエンロストロ (Efrain Buenrostro) に代わった。

ブエンロストロ新総裁に対して、STPRM は団体協約の締結を要求し、交渉を行ったが、総裁が積極的な対応をしなかったため STPRM はしだいに態度を

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察（丸谷）

硬化し、1941年9月、ストライキを通告した。CTMのトレダーノもこのストライキを支持したためストライキ突入は必至とみられたことから、10月1日、労働大臣が仲介に入り、労使の交渉が再開され、10月7日、大筋の合意が達成されたが、(1)機密に関与する職員の取扱い、(2)医療給付、(3)業務上の事故の補償の3項目についての話し合いが難航し、団体協約の成立は1942年5月17日を待たねばならなかつた^(注10)。

団体協約が締結されたことにより、PEMEX労使間の対立は解消され、労使関係が正常化されるかにみられたが、1943年4月にいたり、STPRMの地方支部役員の解雇通告および先任権原則の適用問題をめぐって全国各地の支部においてストライキが通告され、8月に入るとシウダ・マデロ支部が労働協約違反を理由に24時間ストライキに入った。このストライキをめぐって、PEMEXの混乱をねらう外国石油会社の煽動、策謀によるものという噂が流れるなか、カマーチョ大統領は生計費の上昇^(注11)による生活不安がそのような外国石油会社の陰謀を受け入れやすくしているとの判断に基づき、43年9月、PEMEXに対し、1937年12月の裁定に定められた賃金の支払い、および1日当たり5.25ペソを下回る賃金について10%の引き上げを行うように命令を下した。

しかしながら、STPRMの地方支部における小規模なストライキやサボタージュは依然として後をたたず、労使関係は不協和音を発し続けた。1944年2月21日、STPRMの中央執行部は経営者の団体協約不履行を非難する公開状を新聞に発表し、同時に北部支部が10時間のストライキ、連邦区支部も8時間のストライキを行った。さらに3月1日、STPRMはふたたび新聞に公開状を発表し、前年9月の大統領命令による賃上げ以降の物価上昇による実質賃金の下落を強調するとともに、一般職員の賃上げ率8~15%と役員の賃上げ率33%の不公平について批判を展開した。

このようなSTPRMの一連の戦術は1944年5月18日に期限切れとなる団体協約更改を有利に展開するための圧力を意味したが、その団体協約更改交渉は難航を続け、44年9月8日になって、全職員の賃金を1日当たり2.5ペソ引き上げること、住宅手当の引上げなどを決めて更改交渉は妥結した^(注12)。

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察（丸谷）

その後約1年間、PEMEXの労使関係は比較的平穏に推移したが、1945年8月と9月にSTPRMのタムピコ支部、10月に地峡地区支部など各地の支部で間欠的なストライキが発生するようになった。そして、1946年3月18日、石油産業国有化記念日にブエンロストロ総裁が、STPRMの地方支部はささいな口実でストライキを乱発し、生産を低下させ、配給を混乱させ、油田に損害を与えていると非難したことに対して、STPRMが反発し、4月17日、新聞に公開状を発表してブエンロストロに反論するとともに、カマーチョ大統領に総裁の解任を要求した。ところが、その後、いくつかの散発的なストライキが行われたが、労使の正面衝突という事態にはいたらなかった。

その理由は、この時期に、STPRM自体が従来の会社をベースとした組織から産業全体をベースとした組織へと再編成の過程にあり、各支部の間での優先順位や既得権をめぐって対立が生じたために、一致団結してPEMEXの経営陣と対決できなくなったことにあった。そして1946年3月には、そのようなSTPRM内部の対立の結果、連邦区支部でストライキが決行されるという異常事態が発生したが、同年6月までに再編成は完了し、従来32に分けられていた支部は22に整理・統合された^(注13)。

やがて1946年に団体協約の期限切れに伴う更改交渉が行われたが、財政危機に直面していたため経営陣はSTPRMの要求を受け入れることができず^(注14)、連邦区の製油所がストライキを決行したため、輸送面での問題とあいまってメキシコシティの石油不足が深刻化し、経済界や一般市民の不満が高まるなかで、その責任の所在をめぐって労使間の対立は激化した。同年9月、製油所においてより大規模なストライキが行われた時、政府は連邦軍を派遣し、さらに11月27日にはポサ・リカで発砲事件が発生し、逮捕者が出るというエキサイトした状況に陥った。そして11月28日、STPRMが24時間ストライキを通告するによんで、ついにブエンロストロ総裁は辞任に追い込まれ、PEMEXは設立以来最大の危機に見舞われることになった。

(注1) J. Richard Powell, *op. cit.*, pp. 128-129.

(注2) この裁定は、1937年12月18日にメキシコ共和国連邦労働委員会が外国石油会社とメキシコ石油労連の紛争の最中に、労使自主交渉の行きづまりを開拓するために連邦労働法に基づいて行なったものである。この裁定は国有化以前の労使紛争の主要論点をカバーし、かつ労働者の立場を全面的に支持する内容のものであったが、Gobierno de México, *El Petróleo de México* (México, D.F., 1940, Reedición de la Secretaría del Patrimonio Nacional, México, D.F., 1963, pp.691-783からおもな点を要約すると次のとおりである。

- (1) 1日当たりの平均賃金を1936年の6.97ペソから8.83ペソに27%引き上げるために賃金支払総額を約900万ペソ増額する。
- (2) 臨時労働、不健康労働、時間外労働に対する手当、休暇、祭日、休日手当を含めた賃金・給与支払総額を1936年の4,500万ペソから6,100万ペソへと35%増額する。
- (3) 特殊な労働条件に対する賃金、給与支払総額を1936年よりも600万ペソ増額する。
- (4) 労働時間を週5日制で40時間とし、週2日の休日を与え、もしこの休日に労働した場合には3倍の補償を行なう。
- (5) 年次有給休暇は勤続10年以下の者には21日、10年以上の者には30日を与える。
- (6) 業務上の原因による死亡に対しては1,280日分の賃金を支払う。
- (7) 労使の均等負担によって労働者1人につき4,000ペソの生命保険をかける。
- (8) 貯蓄基金の労使負担を10%に引き上げる。
- (9) 1,000人以上の労働者を雇用する会社は住宅を供給するか住宅手当を支給する。
- (10) 医療設備を整備し、職員、およびその被扶養者に利用せしめるとともに、病気期間中の賃金は継続して支払う。
- (11) 55歳に達した労働者に勤続年数に応じて賃金の70~80%の年金を支給する。
- (12) 奨学金、図書館、学校、運動施設、保養所を提供するために年額150万ペソを支出する。
- (13) 石油労連の中央執行委員と地方支部委員に会社の運輸機関の無料バスを支給する。
- (14) 賃金、給与以外の給付を1,500万ペソに増額する。
- (15) 労働関係費総額を7,500万ペソに増額する。

(注3) Jesús Silva Herzog, *Petróleo Mexicano*, México, D. F., 1941, pp. 245-253から、この勧告の要点をまとめると次のとおりである。

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察（九谷）

(1)定員の大幅削減, (2)不必要的役職の整理, (3)管理職の給与の引下げ, (4)臨時職員の削減, (5)時間内労働の強化, (6)住宅手当支給の制限, (7)補償の支払いを完了し, 設備の近代化を終わるまで 1937 年 12 月の連邦労働委の裁定の実施を中止すること, (8)先任権原則の緩和, (9)経営者の自由裁量権の拡大, (10)経営者に人事異動の自由を与えること, (11)経営者の任務の改訂, (12)昇進における能力の重視, (13)石油労連を再組織し, 地方支部の数を減らすこと, (14)経営者に現場監督の選択権を与えること。

(注 4) この石油労連によって反対提案された独自の再建案は次のような内容であった (Jesús Silva Herzog, *op. cit.*, pp. 255-261.)。

(1) PEMEX, 配給公社, 全国石油総合管理局を单一の首長のもとにおいて産業の中央集権体制を確立すること。(2)経営者と政府各省との結びつきを断つこと。(3)石油労連に対して評議員会の過半数を与えること。(4)評議員会に政府の代表を送ることを規定している PEMEX 設立法を廃止すること。(5)産業の部外者が経営に参加することを防ぐこと。(6)石油労連を産業の再建に全面的に参加させること。(7)賃金の割引をやめること。(8)労務関係担当の特殊な部局を廃止すること。

(注 5) Jesús Silva Herzog, *op. cit.*, p. 268.

(注 6) この大統領の緊急指令は次の 11 項目からなっていた (Jesús Silva Herzog, *op. cit.*, pp. 269-271.)。

- (1) 1940 年末までに産業の条件が改善されなければ、貯蓄基金の代わりに債券が発行されることを労連に通告すること。
- (2) 1 日当たり 30 ペソ以上を稼得する者には住宅手当を停止し, 1 日当たり 20 ~ 30 ペソの者には月に 30 ペソに制限すること。
- (3) 超過勤務は最少必要限度に減らすこと。
- (4) 7 月 31 日までに産業の再建ならびに強化を終わること。
- (5) 賃金および給与の支払い額を減らすために管理職員を再分類すること。
- (6) 1 日当たり 700 ペソ以上の獲得者については 10 % 引き下げる。
- (7) 暫定的に年次休暇を 6 日に制限すること。
- (8) 絶対に必要でないかぎり、臨時職員、正職員の欠員を補充しないこと。
- (9) 総裁に対して、管理職、一般職の配置転換の権限を与えること。
- (10) 臨時雇いの労働者を必要最少限度に減らすこと。
- (11) 中央執行委、地方支部執行委、団体交渉委および評議員会の石油労連代表を除いて、評議員会の事前の承認なしに賃金ならびに労連委員会経費の支払いを中止すること。

(注 7) この協定は石油労連の中央執行委に対して再建におけるより広範な発言権を与え、次の問題を研究するための委員会の設置を決めていた。すなわち、(1)一時

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察（丸谷）

的再組織ならびに再組織措置の適用、(2)石油労連によって提案された 経済方策、(3)欠員補充の原則、(4)経営者による労働者の配置転換 (J. Richard Powell, *op. cit.*, p. 137.)。

(注 8) この専門家委のレポートは、(1)国有化以後石油の生産量は減少しており、(2)油田の状態は悪化しており、(3)製油所の施設は悪条件にあり、(4)精製能力は減少しており、(5)石油の輸出は減少し、(6)価格は大幅に下落し、(7)労働関係費の大額な増加によって PEMEX と配給公社は 2,100 万ペソ以上の赤字を出し、(8)租税およびロイヤルティの支払いもできない状態にあることを指摘した (J. Richard Powell, *op. cit.*, pp.138-139.)。

(注 9) この裁定は PEMEX に次のような一時の方策を許可した。

- (1) 1938 年 4 月 1 日以降に採用された職員を解雇する権限を与える。
- (2) 1938 年 4 月 1 日以降採用の医師、弁護士、薬剤師、訓練士の 25 % を解雇する権限を与える。
- (3) 臨時職員の契約期間が切れしだい労連の同意なしに解雇する権限を与える。
- (4) 月額 700 ペソ以上を稼得する労働者の賃金を 10 % 引き下げる権限を与える。
- (5) 上記のいずれの場合も退職金その他の給付を行なう責任を免除する。
- (6) 1940 年 7 月 27 日の臨時裁定に基づく解雇は永久的なものとし、それ以上の支払い、手当などは必要としない。
- (7) 団体協約に対する PEMEX の要求は棄却する。
- (8) 次の諸点を追加する。
 - (i) 1937 年 12 月の裁定で許可された機密に関与する職員はリスト・アップして労連への加入を禁ずる。(ii) 先任権原則を確立する。(iii) PEMEX は一時の欠員を補充する自由裁量権をもつ。(iv) 週労働時間は 44 時間とする。(v) PEMEX は再組織において機密に関与する職員および一般労働者の配置転換の自由をもつ。(vi) 休暇、住宅手当、貯蓄基金は継続する。
 - (9) 再組織の詳細を監督するために労使の合同委員会を設置する (Jesús Silva Herzog, *op. cit.*, pp. 302-304.)。

(注 10) 有効期限 2 年間のこの団体協約は機密に関与する職員を 3 つのグループ分けて明確な規定を行ない、労働者の先任権原則を確立し、週労働時間を 44 時間とし、経営者に人員配置についてのより大きな自由裁量権を与え、業務上の傷病に対する賃金給付を若干引き下げ、石油労連の地方支部役員および中央執行委の交通費として年額 20 万ペソを支払うことをおもな内容とするものであった (J. Richard Powell, *op. cit.*, pp.142-143.)。

(注 11) メキシコ市の生計費指数は 1941 年の 163 から 43 年には 247 に上昇していた (Compendio Estadístico, 1948, p. 223.)。

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察（丸谷）

(注 12) J. Richard Powell, *op. cit.*, p.144.

(注 13) *Ibid.*, p.145.

(注 14) この石油労連の要求は、(1)週労働時間を 44 時間から 40 時間に引き下げる、
(2)45 歳になると年金つきで退職する資格を与える、(3)北部および南部の両地区に医療センターを新設する、(4)メキシコ市の生計費指数の上昇（1944 年の 310 から 46 年には 416 へ上昇していた）に見合った賃金引上げを行なう、の諸点をおもな内容とするものであった (J.Richard Powell, *op. cit.*, pp.145-146.)。

第 4 節 ベルムーデス総裁による経営権の確立

1946 年 12 月 1 日、憲法に定められた 6 年の任期を満了したカマーチョ大統領の後を継いで文民のミゲル・アレマン (Miguel Alemán) が大統領に就任した。このアレマン大統領以降、メキシコの大統領はすべて文民政治家によって占められることになり、これまた軍事政権がきわめて多かったラテンアメリカにおいて「メキシコの奇跡」として注目を浴びることになるが、カルデナス、カマーチョと続いた軍人大統領から文民のアレマンに交代したことは PEMEX の人事にも大きな影響を及ぼし、その後の PEMEX の在り方を大きく左右したことは否定しえない。

アレマン大統領はみずからの就任の直前に PEMEX 労使の紛争のさなかに辞任したブエンrostro 総裁の後任者として異色の人物を登用した。それはメキシコ北部のチワワ州の大富豪実業家で、米国と国境を接する重要都市シウダ・ファレス市長として同市の浄化、近代化によって全国的な名声を博し、労働組合の強力な支持を受けて上院議員に選出されていたアントニオ・ベルムーデス (Antonio José Bermudez) を任命したことであった。

ベルムーデス新総裁の対応は PEMEX の歴代総裁のそれとはきわめて対照的であった。1946 年 12 月 19 日にポサ・リカ製油所、12 月 20 日に連邦区の製油所で賃金交渉における新総裁の最初の回答を不満としてストライキが決行されたのに対して、新総裁はただちに STPRM の中央執行委員全員を含めて、ストライキを指導した責任者 50 名を解雇すると同時に、連邦労働委員会に対して、STPRM によって一方的に侵犯されたことを理由として団体協約の無効を提訴

したのである^(注1)。

アレマン新大統領は同年12月21日、ベルムーデス総裁の敏速、果敢な対応を支持する意向を表明するとともに、「法律に基づいて秩序を維持し、国家の制度を守り、個人や集団が立憲体制を危機にさらすのを防ぐことが大統領の義務である」という声明を行い^(注2)、STPRMのストライキを非難した。ほぼ時を同じくしてメキシコ労働者地域連合CROM (Confederación Regional de Obrero Mexicano)、メキシコ共和国鉱山・金属労働者組合 (Sindicato Industrial de Trabajadores Meneros, Metalúrgicos y Similares de la República Mexicana)、メキシコ労働総同盟などの労働組織も大統領声明に同調する姿勢を示したため、STPRMは完全に孤立化し、ベルムーデス総裁に和解を提案したが、総裁は交渉には応ずるが、ストライキの責任者として解雇した者を再雇用する意志はない回答した。

この行き詰まり状態を開拓するために1947年2月にSTPRMの臨時大会が開かれ、中央執行委員全員の辞表を取りまとめ、大統領に調停を依頼した。これを受けた大統領は、ベルムーデス総裁の提訴を2ヵ月間延期すること、および解雇された50人の再雇用に同意する一方で、非合法ストライキの禁止を確認した。

大統領の調停を受け入れたPEMEX労使は自主交渉を開始し、(1)機密に関する職員と臨時職員の削減、(2)苦情処理委員会の設置、(3)STPRM役員の経費の使用者による一部負担、(4)劣悪な気候条件の地域の労働者の賃金の15%引き上げ、(5)配置転換に際しての使用者の自由裁量権の拡大、(6)特定業務を契約に基づいて非組合員に委託する権限の承認、(7)使用者から要求された労働協約を研究するための合同委員会の設置などについて合意が生まれ、新しい団体協約として締結された^(注3)。これを契機として、PEMEXの労使関係は急速に協調性を回復し、問題点については交渉によって解決するというルールが定着し、団体協約は定期的に更改されるようになった。

国有化というドラスチックな手段によって外国石油会社の支配下におかれていた石油産業をメキシコ政府の手中に奪還し、その産業をナショナル・インタ

発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察（丸谷）

レストの立場に立って管理・運営するために国営企業として設立されたPEMEXは、メキシコ国民にとってはメキシコ革命の偉大な象徴、メキシコ・ナショナリズムの金字塔として祝福と賞賛のなかで発足したのであったが、外国石油会社を追放した後には、被収用石油会社からの報復、妨害活動のみならず、上述したように、メキシコ人自身の間でPEMEXの経営主導権をめぐる激しい対立・抗争が展開されたのであった。

このPEMEX労使の対立・抗争の成行きは新生のPEMEXの存亡を左右する重大な分岐点であったが、文民出身のアレマン大統領とその意を体してPEMEX総裁に就任した管理能力豊かな企業経営者ベルムーデスは相互に意志を疎通しつつ、敏速、果敢な対応によって、STPRMのアナクロニスティックなサンジカリズムを粉碎し、STPRMの地方支部による無統制な山猫ストを根絶し、PEMEXの管理・運営権を、総裁を頂点とする中央集権的機構のもとに一元化したのであった。

ベルムーデス体制は、PEMEXの内部体制の確立という困難な事業を成功裡に達成したことから、以後、後顧の憂いなしに次の課題である石油資源の自主開発という問題に取り組むことになった。

(注1) この連邦労働委への提訴においてベルムーデス総裁はPEMEXの当面している諸困難の原因として次の諸点を指摘した (*El Economista*, Jan. 1947, pp. 33-38)。(1)PEMEXが当面している財政危機は収入を上回る経費を必要とする労働協約が原因である。(2)この不均衡が租税と補償支払いの妨げとなっている。(3)この不均衡は探査活動の強化と製油所の拡張を妨げた。(4)労連の既得権による過剰人員は産業ならびに国家に重い負担を与えていた。(5)職務分類の体系の無規律が産業の効率的発展を妨げた。(6)労連は経営者から資源保存、維持、発展計画に必要な権限を剥奪した。(7)機密に関する職員の一部を、労連のメンバーから選ぶという協約の条件のために経営の効率が引き下げられた。(8)気候条件のきびしさのために北部と南部地区では高賃金が支払われており、協約はいかなる賃金の引き下げも許さないので、これらの地区から中央地区への人員の移動は不可能になっている。

(注2) J. Richard Powell, *op. cit.*, p.148.

(注3) *Ibid.*, p.149.